

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年4月30日(2021.4.30)

【公開番号】特開2018-197338(P2018-197338A)

【公開日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2018-95419(P2018-95419)

【国際特許分類】

C 08 L	29/04	(2006.01)
C 08 L	53/02	(2006.01)
C 08 L	23/02	(2006.01)
C 08 K	5/3492	(2006.01)
C 08 K	5/20	(2006.01)
C 08 K	5/13	(2006.01)
C 08 F	2/46	(2006.01)
B 65 D	65/46	(2006.01)

【F I】

C 08 L	29/04	C
C 08 L	53/02	
C 08 L	23/02	
C 08 K	5/3492	
C 08 K	5/20	
C 08 K	5/13	
C 08 F	2/46	
B 65 D	65/46	

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月16日(2021.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エチレン・ビニルアルコール共重合体(A)と柔軟樹脂(B)の合計100質量部に対し、

2以上の重合性基を有する架橋剤(C)0.5~10質量部を含む樹脂組成物であって、柔軟樹脂(B)が、スチレン系熱可塑性エラストマー、-オレフィン共重合体、又はこれらの組み合わせであり、

前記樹脂組成物において、エチレン・ビニルアルコール共重合体(A)と柔軟樹脂(B)との質量比[(A)/(B)]が90/10~65/35である樹脂組成物。

【請求項2】

柔軟樹脂(B)が酸変性柔軟樹脂(b1)と未変性柔軟樹脂(b2)との混合物であり、かつ酸変性柔軟樹脂(b1)と未変性柔軟樹脂(b2)との質量比[(b1)/(b2)]が99/1~1/99である、請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項3】

架橋剤(C)が3以上の重合性基を有する、請求項1又は2に記載の樹脂組成物。

【請求項4】

架橋剤( C )がトリアジン誘導体である、請求項1～3のいずれか1項に記載の樹脂組成物。

【請求項5】

前記トリアジン誘導体がトリアリルシアヌレート、トリアリルイソシアヌレート、トリメタリルイソシアヌレート又はそれらの重合体である、請求項4に記載の樹脂組成物。

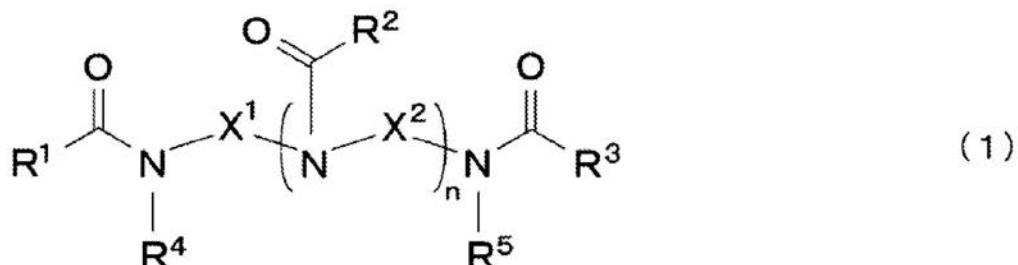
【請求項6】

架橋剤( C )が重合性基と同数以上のアミド基を有する、請求項1～3のいずれか1項に記載の樹脂組成物。

【請求項7】

架橋剤( C )が下記式(1)で表される、請求項6に記載の樹脂組成物。

【化1】



(式(1)中、R<sup>1</sup>、R<sup>2</sup>及びR<sup>3</sup>は、それぞれ独立して炭素数2～8の不飽和炭化水素基である。R<sup>4</sup>及びR<sup>5</sup>は、それぞれ独立して水素原子又は炭素数1～4のアルキル基である。X<sup>1</sup>及びX<sup>2</sup>は、それぞれ独立して炭素数1～6のアルカンジイル基である。nは0～4の整数である。nが2以上の整数である場合、複数のR<sup>2</sup>は、それぞれ独立して炭素数2～8の不飽和炭化水素基であり、複数のX<sup>2</sup>は、それぞれ独立して炭素数1～6のアルカンジイル基である。)

【請求項8】

エチレン・ビニルアルコール共重合体( A )と柔軟樹脂( B )の合計100質量部に対し、

エステル結合又はアミド結合を有するヒンダードフェノール系化合物( D )0.2～5質量部をさらに含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の樹脂組成物。

【請求項9】

ヒンダードフェノール系化合物( D )がアミド結合を有する、請求項8に記載の樹脂組成物。

【請求項10】

活性エネルギー線架橋用である、請求項1～9のいずれか1項に記載の樹脂組成物。

【請求項11】

請求項1～10のいずれか1項に記載の樹脂組成物から得られる架橋物。

【請求項12】

請求項11に記載の架橋物からなるフィルム。

【請求項13】

請求項11に記載の架橋物からなる層を有する多層構造体。

【請求項14】

請求項13に記載の多層構造体を有するレトルト容器。

【請求項15】

請求項10に記載の樹脂組成物に活性エネルギー線を照射する工程を有する架橋物の製造方法。